

北浜法律事務所 リーガルマガジン KITAHAMA⁺ PLUS Vol. 12

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

特集

クロスボーダーM&A



M&A
コーポレート・会社法
酒井 大輔 弁護士



M&A/コーポレート・会社法
リスクマネジメント・コンプライアンス
田島 圭貴 弁護士



コーポレート・会社法/M&A
事業再生・倒産
中嶋 隆則 弁護士



法務 Troubleshooting
クロスボーダーM&Aと
タックスヘイブン対策税制



初期段階において検討しておくことは？
クロスボーダーM&Aにおける
企業結合規制対応



ビジネスパーソンの休憩時間
中国東北部の寝台列車



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS
クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

Webinar

わかりやすいと人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。

<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>



特集

弁護士

M&A
コーポレート・会社法
酒井大輔

クロスボーダーM&A

最近また増加の一途を辿っているクロスボーダーM&A。
国内市場の縮小を背景に、日本企業の海外展開が加速しています。
日々最前線で業務にあたるパートナー弁護士が語る
クロスボーダーM&Aの醍醐味と注意点とは？

弁護士

M&A/コーポレート・会社法
リスクマネジメント・コンプライアンス
田島圭貴

弁護士

コーポレート・会社法/M&A
事業再生・倒産
中嶋隆則

酒井大輔 弁護士

チャイナ・ブラクティスチームを統括するパートナー弁護士であり、クロスボーダーM&A案件及びコーポレート分野を主に取り扱う。日本国内外のリーガルアドバイザーとして、中華圏を含む日本国内外の企業への投資案件・買収案件を取り扱っている。



Profile



Daisuke Sakai

田島圭貴 弁護士

M&A、ジョイントベンチャー、コーポレート、リスクマネジメント・コンプライアンス、一般商取引、国際法務が専門。海外の法律事務所における豊富な勤務経験に基づき、ビジネスと法務の双方の知見を活かして、日本国内の案件、北米、欧州、アジアその他の法域が関係する案件を幅広く取り扱う。



Profile



Kiyotaka Tajima

中嶋隆則 弁護士

グローバルM&A、コーポレート案件が専門。米国留学中は、海外M&Aの実務を学び、国際人権や国際環境法におけるソフトウェアを中心としたグローバルな規範についても見識が深い。世界のトレンドとサステナビリティを踏まえた企業のビジネス展開、コーポレートガバナンス改革等をサポートしている。



Profile



Takanori Nakajima

KITAHAMA^{PLUS}

message

いよいよ本格的な夏を迎え、ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

今号のKITAHAMAプラスは、クロスボーダーM&A特集です。

北浜法律事務所では、欧米やアジア諸国向けのクロスボーダーM&A案件を数多く経験しており、

そのノウハウを豊富に蓄積しています。

各国の法律事務所と豊富なネットワークを築き、

その国毎の法制度や慣習、文化的差異も理解した上で、

クライアントのニーズに沿ったアドバイスを提供しています。

実戦経験豊富な弁護士からのメッセージをぜひ参考にさせていただきます。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



弁護士力量を問われる の対応力。

田島 日本企業によるクロスボーダーM&Aは、報道等で目にしない日はないと言ってもいくら増えてきました。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて一時的に減少しましたが、現在では、当事務所内でも多くのクロスボーダーM&Aの案件が進行中です。私が担当しているものだけでも、北米、欧州、アジア等の様々な地域の案件があり、それぞれ注意すべき点は異なるのですが、お二人はクロスボーダーM&Aを担当するにあたってどのような点を付けていますか？

酒井 クロスボーダーM&Aでは、契約締結から取引完了までの期間が長くなりがちですが、以前に担当したインダの案件では、契約締結後に外資規制の改正があり、それまで不要とされていた当局の承認が必要となるということがありました。最終的には無事に承認を取得することができ、事なきを得たのですが、特に新興国の案件では、法規制の変更が頻繁に生じうるという点に気を付けています。

田島 広い意味で現地当局への対応というのは、クロスボーダーM&Aで特

に注意が必要な点のひとつですね。私以前に担当したドイツ企業の買収案件では、ドイツ当局からの許可取得にあたって、買収対象会社の保有する特殊な技術が買収完了後にドイツの非友好国に移転しないということを当局に理解してもらうために、日本の輸出入規制に関する法制度の概要を含む包括的な説明資料を作成したことがあります。それ以外の案件でも、関係各国の企業結合規制への対応や、米国家件におけるCFIUS(対米外国投資委員会)対応など、複数の法域における対現地当局との折衝についても、取引の相手方との激しい契約交渉と並行して適切に管理する必要がありますが、これがまさにクロスボーダーM&Aの醍醐味ですね。

中嶋 スケジュール管理という点では、例えば、デューデリジェンスについても、米国の上場企業の場合は重要な契約等も含めてかなり広範な開示がなされており、具体的な交渉に入る前の段階で相応の深度のデューデリジェンスが可能であることもあって、基本合意書締結以降のプロセスがかなりスピーディーに進む場合があります。日

本側としては、取得できる情報が非常に多く、言語の問題もあるのでじっくり時間をかけて検討したいと思っても、相手方がはるかに短期間での交渉を想定しているということもあり得るので、お互いが想定している取引のスピード感の調整には注意が必要ですね。

お二人はクロスボーダーM&Aのデューデリジェンスにおいて、特に気を付けておられる点や特に記憶に残っているご経験はありますか？

田島 特に意識しているのは、現実的なリスクの分析と解決策の提案という点ですね。買収対象会社における現実の運用が開示された資料の内容と大きく異なっていたり、法制度上の建前と現実の実務との間に乖離があったりすることが多いので、法令をそのままコピーしたような助言は通用しないと承知しています。日本企業が買収前後に問題を抱えやすい点に関する自らの経験と、現地の協力法律事務所との現地実務の経験の双方を踏まえた、現実的なアドバイスを心掛けています。毎回苦労していますが(笑)。

酒井 国内のM&Aと異なり、クロス

ボーダーM&Aでは、対象会社の所在国への出張はせずに済ませることが多いのですが、案件によっては、デューデリジェンスや契約交渉のために、依頼者と一緒に対象会社を訪問することがあります。私は、これまで、インドとフランスへの出張の機会に恵まれましたが、長い場合は、1週間以上にわたって依頼者と一緒に厳しい契約交渉などの経験を共にさせて頂くことになるので、依頼者のご担当者の方々と距離感も近づき、とてもよい思い出にもなります。

中嶋 私は、2018〜2020年に米国での留学と現地法律事務所での研修を行いました。印象的だったのは、研修先の法律事務所がデューデリジェンスにおけるAIやソフトウェアの活用を強くアピールしていたことです。技術の進歩とともに企業が取り扱う情報は肥大化を続けており、デューデリジェンスのあり方も新しいステージに入りつつあるように感じました。他方で、デューデリジェンスレポートは伝統的なスタイルのものも多く、いわゆる職人の美学は生き続けていると思います。

田島 当事務所でも、より効率的なサービスを提供するために業務の一部にAIを活用していますが、いわゆるリーガルテックの積極的な活用傾向は今後も続くでしょうね。契約書の内容等に関しても、クロスボーダーM&Aでは、日本国内ではまだ一般的ではない最新の議論がいち早く取り入れられたりして、興味深いところです。

中嶋 M&Aの関連契約は非常に多くのサンプルが出回っていますが、紋切りの契約書で実務がすべて回っているかというところではなく、最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてMAE条項が修正されていたり、いわゆるMeToo運動を受けてセクシュアル・ハラスメントに関連する表明保証条項が追加されていたりと、社会の動きに対応して契約実務も変容しており、常に最新の動向をキャッチアップしていく必要性を感じています。

酒井 クロスボーダーM&Aでは、そのような最新の動向も踏まえつつ、現地の協力法律事務所とも密接に連携しながら、日本企業の皆様が安心して取引を進められるように、案件全体をリードしていくことが我々に求められ

る役割ですね。

クロスボーダーM&Aを強力に支援する専門性と国際的なネットワーク。
世界各国の最新の法制動向に対応し、
グローバル時代の頼れるパートナーとして企業を支えます。
お気軽にご相談ください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990

<https://www.kitahama.or.jp/>





Relay column

初期段階において検討しておくことは？

クロスボーダー M&Aにおける 企業結合規制対応



若井 大輔 弁護士 Daisuke Wakai

2007年神戸大学法科大学院修了。2008年弁護士登録(大阪弁護士会)、北浜法律事務所入所。2014年から2017年にかけて公正取引委員会事務局経済取引局企業結合課にて勤務。競争法、M&A、コンプライアンスを中心に取扱う。競争法・データプロテクションの専門家として、企業からの信頼が厚い。

Profile



クロスボーダーM&Aにおいては、当事会社の一方又は双方が、グローバルに事業活動を行っていることが多く、日本や海外の競争当局に対して事前又は事後の届出を行う必要があるか、その場合に必要な手続、期間、競争当局の承認を取得できる見込み等について、企画の初期の段階において検討しておくことが重要です。各国競争当局に対する届出要否の初期的な分析においては、主に①検討しているスキームが届出対象行為か否か、②届出が必要となる閾値を超えているかという点を検討します。①については、日本では、株式の取得等の会社法上の組織再編行為が届出対象行為として法定されていますが、海外では、より抽象的な「支配の取得」等の行為が届出対象行為とされている

ことがあるため、案件ごとに個別具体的な検討が必要となる場合があります。②については、日本では売上高基準のみが法定されていますが、海外では、売上高のほか、総資産、取引価額、市場シェア等を基準とする国や地域がある点に注意が必要です。特に、近時では、新たに取引価額基準を採用(韓国)したり、閾値の金額を変更(ドイツ)する等の法改正の動きもありますので、各国競争法の規制の動向にも注視しながら対応していくことが求められています。このとおり、海外当局対応が必要となり得る案件では、幅広い知見・経験を持つ競争法弁護士に早期のタイミングでご相談頂くことが重要です。

Have a little break

ビジネスパーソンの休憩時間



車窓からの写真、2018年1月25日に撮影

中国東北部の寝台列車

中国の東北部は、北から黒竜江省、吉林省及び遼寧省の三省からなり、東北三省と呼ばれています。日本の東北地方と同じく冬には寒波に襲われ、マイナス30度の銀色の世界が広がります。私の出身は黒竜江省にある小さい町で、大学時代からは遼寧省の大連で過ごし、大半の時間を中国の東北部で過ごしてきました。大学時代、大連から故郷にはいつも寝台列車に21時間ぐらゐ揺られて帰っていました。車窓から流れる一面の大地を眺め、夏には

青々とした畑、山々が広がり、冬には雪に包まれています。この列車の走る線路ははるか100年前の1900年頃に建設されたもので、全長1200km余りにも及ぶ線路は日本とも深い関係があります。今では交通手段が増え、フライト便も開通され、大連から故郷までわずか2時間余りです。ただゆっくり時間が流れる寝台列車には歴史を感じると同時に、懐かしさをも感じられます。コロナが落ち着いたら皆様にも是非ご体験いただきたいと思ひます。

常偉 中国法律師 Wei Chang



Profile



常偉 中国法律師の

オススメ列車



法務 Troubleshooting

クロスボーダーM&Aと タックスヘイブン対策税制

File / 12

クロスボーダーM&A、日本の企業による海外企業の買収では、タックスヘイブン対策税制が重要な論点となることがあります。海外企業では、低税率国に所得を移転することで企業グループ全体の連結実効税率を抑えるプランニングを実施していることも少なくありませんが、買収後に日本のタックスヘイブン対策税制が適用されることとなれば、被買収企業の所得が日本の親会社の所得とみなされて実効税率の高い日本で課税されることとなります。その適用の有無は、ときに買収時のバリュエーションをも大きく左右します。

近年、日本企業がタックスヘイブン対策税制の規定に基づく課税を受けて争う事案が相次いでいますが、タックスヘイブン対策税制は、国際課税の中でも特に法務的な知見が必要な分野です。日本のタックスヘイブン対策税制の規定では、課税要件を明確にして予測可能性を高める観点から、かなり詳細に要件が定められているため、どの規定のどの文言への当てはめが問題となるかを分析し、その文言を忠実に解釈し、法令の要件や制度趣旨も踏まえて事実を認定していく、という“法令の解釈適用”や“事実認定”が非常に重要になるのです。

一次的な検討は国際税務の経験が豊富な税理士法人等に依頼されていることが多いかと存じますが、先例が乏しく結論が分かれ得るケースやリスク面の分析が必要なケースでは、国際税務の知見を有する弁護士にもご相談されてはいかがでしょうか。

タックスヘイブン対策税制の検討は、法務のプロフェッショナルにもご相談を

安田 雄飛 弁護士 Yuto Yasuda



Yuto Yasuda

Profile



税務・M&A・事業承継を中心に企業法務全般を取り扱う。特に税務に関しては、2016年から2019年まで東京国税不服審判所に国税審判官として勤務し、多数のタックスヘイブン対策税制の課税事案の調査・審理に携わった経験を有する。

